

しょうがいしゃの移動サービスについて

1. 移動サービスの支援の現状

【市事業】（平成 26 年度事務報告書）

- ・リフトカー運行事業委託（利用件数 2,827 件、運行距離 22,416 km）
- ・リフト付乗用自動車運行事業費補助（利用件数 1,877 件、利用日数 365 日）
- ・身体障害者自動車運転免許教習助成（2 人）
- ・身体障害者自動車ガソリン費助成（340 人）
- ・福祉タクシー利用券（利用証発行人数 653 人、67,500 枚、協力会社 19 社）
- ・コミュニティバス、コミュニティワゴンの料金割引（半額、障害者手帳等の確認が必要）

【市以外】

- ・タクシー・福祉タクシー（一部）の料金割引（1 割引、障害者手帳等の確認が必要）
- ・路線バスの料金割引（半額、障害者手帳等の確認が必要）

【その他】

- ・UDタクシー導入補助（国・都補助有）
- ・福祉タクシー導入補助（都補助有）

2. 主な移動手段について

- ・自家用車（家族の車）、自転車
- ・路線バス、コミュニティバス、コミュニティワゴン
- ・タクシー、UDタクシー
- ・福祉タクシー、福祉有償運送

3. 今後の施策の方針について（案）

- ・しょうがいの状態やその人の生活にあった交通が必要であり、情報の提供、利便性向上のための検討が必要である。
- ・バリアフリーの推進が必要である。
- ・ドア・ツー・ドア型交通サービスの拡充の検討が必要である。

- ・ S Tサービスの検討が必要である。(Special Transport Service)

※地域で生活する高齢者・障害者の移動手段として、利用者の住居近くから目的地までの送迎サービスを提供するもの。主に身体的 状態の制約により、バスや鉄道などを利用することのできない人や利用困難な人を対象としている。(国土交通省)